

Actus Newsletter

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)



平成29年1月1日以降に**スイッチ OTC 医薬品**を購入した個人が、「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」を行っているときは、その購入費用から1万2千円を控除した金額について、医療費控除の特例としての**所得控除**を受けることができます。従来の医療費控除と比べて、基準となる金額が引き下げられていますので、適用できる方が増えるものと思います。レシートを保管し適用の可否をぜひご検討ください。

■スイッチ OTC 医薬品とは

「OTC」とは「Over The Counter」の略語で対面販売で薬を購入することを言い、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用(スイッチ)された医薬品のことを言います。

スイッチ OTC 医薬品の全てがセルフメディケーション税制の対象となるわけではなく、**医療用医薬品でも使われている 83 成分が含まれているものに限定**されています。83 成分は厚生労働省の HP など公開されています。なお、対象となる商品には、原則として識別マークが表示されています。レシートでもセルフメディケーション税制の対象である旨の目印が付されています。



※(社)日本 OTC 医薬品情報研究会の登録商標です。

■医療費控除とセルフメディケーション税制の比較

	医療費控除(原則)	セルフメディケーション税制
要件	その年の1月1日から12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の 医療費を実際に支払っていること	以下の全ての要件を満たす場合 ① その年の1月1日から12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の スイッチ OTC 医薬品の購入費を実際に支払っていること ② その年の1月1日から12月31日までの間に、確定申告する方が 一定の取組である健康管理項目を実施すること
控除額	「 医療費 」の合計額(税込) -保険金などの補填額 - 10万円 (医療費控除額の上限は200万円)	「 スイッチ OTC 医薬品 」の合計額(税込)- 1万2千円 (医療費控除額の上限は8万8千円)
手続	確定申告書に医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければなりません。 セルフメディケーション税制の適用には、 一定の取組を行った証明書 の添付も必要となります。 ※平成30年1月以降に提出する平成29年分以降の確定申告から領収書等の添付は不要となりました。 ※税務署から医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合には、これに応じる必要があるため、5年間は領収書を保管する必要があります。 ※平成29年分から31年分の確定申告については、従来通り領収書の添付や提示も認められています。	

■健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組とは

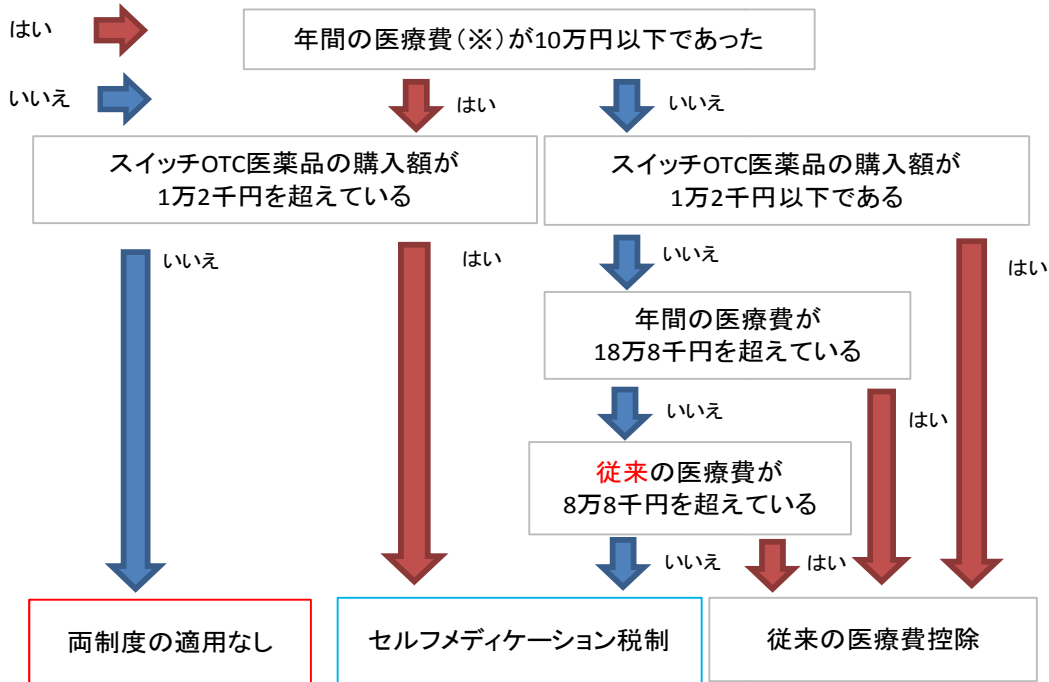
セルフメディケーション税制は、一定の取組を行っている個人に適用があります。一定の取組は、平成28年厚生労働省告示181号に定められておりますが、具体的には次のような取組が該当します。

- ・保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健診等)
- ・市町村が健康増進事業として行う健康診査(生活保護受給者等を対象とする健康診査)
- ・予防接種(定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種)
- ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)
- ・特定健康診査(いわゆるメタボ健診)又は特定保健指導
- ・市町村が実施するがん検診

なお、人間ドック等を任意で受けた場合については、一定の取組に該当しませんのでご注意ください。

Q1. セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を、併用して適用することはできますか。

- A セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)と、従来の医療費控除を併用して適用することはできません。どちらの医療費控除制度を適用するかは、ご自身で判断して選択していただく必要があります。スイッチOTC医薬品の購入額及び年間の医療費の金額によっては、有利不利が発生する可能性がありますので注意が必要です。どちらの制度を適用するのが良いか、所得金額が200万円を超える方につきましては、次のチャートをご参照ください。



※年間の医療費 = 従来の医療費 + スイッチOTC医薬品

Q2. 「一定の取組」の証明方法に必要な証明書類はなんですか。

- A 「一定の取組」にあたる健診や予防接種等を受けた結果、発行される「結果通知書」または「領収書」です。なお、当該書類には下記事項の記載が必要です。
- ① 氏名
 - ② 一定の取組を行った年
 - ③ 取組に係る事業を行った保険者、事業者もしくは市町村の名称又は医療機関の名称もしくは医師の氏名

Q3. 購入した証明書類を無くしてしまった場合はどうすればいいですか。

- A 必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があります。また、証明書類に対象医薬品の目印がつけられていない場合も同様です。

Q4. 通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等を証明書類として確定申告に用いることはできますか。

- A 自宅のプリンタ等で出力した領収書等は証明書類の原本として認められないため、確定申告に用いることはできません。通信販売等の会社に対し、改めて証明書類の発行を依頼してください。



アクタス税理士法人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683